

令和6年度 別所沼プレイパーク運営団体の募集について

【募集要項】

令和6年度における別所沼プレイパークの運営団体を募集します。
希望される団体は、以下の事項を確認のうえ、お申込みください。

1 業務の概要

- (1)業務目的 本事業は「外遊び」を通して子どもを心豊かに健全に育成し、地域ぐるみの子育ての気運を高めるために開催している「別所沼プレイパーク」を適正に運営することを目的とする。
- (2)実施内容 別紙1、仕様書のとおり
- (3)運営期間 令和6年4月1日（予定）～令和7年3月31日
- (4)契約方法 運営団体、さいたま市及び当協会と各々の役割等を定めた別所沼プレイパークの運営に関する協定書を締結し、これに基づき当協会と運営方法等を定めた覚書を締結します。

2 応募要件

- (1)公益財団法人さいたま市公園緑地協会契約に関する規程第5条第2項及び第3項並びに業務委託業者選定要綱第4条に掲げる者でないこと。
※規程及び要綱は当協会ホームページ（TOP ページ⇒協会について⇒情報開示）からご確認ください。
- (2)一般社団法人プレーワーカーズ等のプレイワーク研修を受講し、認定を受けた者（認定者）が2名以上在籍していること。
- (3)平成26年4月以降、さいたま市内もしくは他自治体の公園等施設でプレイパークを開催、運営した実績があること。
- (4)令和5年10月から開始されるインボイス制度の適格請求書発行事業者となること。

3 申込方法

以下の書類に必要事項を記載、添付のうえ、ご持参ください。

- ・参加申込書
- ・プレーワーカーの在籍及びプレイパーク運営の実績を証明できる書類（写し可）
- ・提案内容の金額（見積書）

4 日程及び期限等

内容	日程・期限等
質問の受付及び回答等	質問期間：令和6年2月9日（金）～令和6年2月21日（水）17時まで 質問方法：質問書を持参またはFAX（048-836-5200） 別所沼公園管理事務所内 本部業務センター 事業グループへ 回答方法：令和6年2月27日（火）17時までにホームページに掲載
参加申込書の提出	令和6年2月9日（金）～令和6年3月1日（金） （受付時間 9時から17時まで）

5 運営団体の決定

書類の内容をもとに、当協会の業務委託業者選定委員会で審査を行い、契約の候補者を決定します。(選定結果は、各応募者にそれぞれ通知します。)

6 提出先・問合せ先

公益財団法人さいたま市公園緑地協会 本部業務センター 事業グループ
〒336-0021 さいたま市南区別所4-12-10 別所沼公園管理事務所内
TEL : 048-836-5678 / FAX : 048-836-5200

※申込み、問合せの受付時間は9時から17時までです。(土・日曜日、祝日は除く)

別所沼プレイパーク運営仕様書

1. 開催日および開催時間

原則毎月第2、第4木曜日・土曜日（合計48回）のほか、臨時に年間2回程度開催する。また、開催時間は、各回とも原則10時から16時までとする。

2. 人員配置

(1) プレイパーク開催の準備、見守り、片付け、けが等に対応するため、プレイワーカーを1開催当たり1名以上配置するものとする。

(2) プレイワーカーを補助するためのスタッフを1開催当たり2名程度配置するものとする。ただし、プレイワーカーを2名以上配置する場合は、スタッフを配置しない事ができる。

3. 施設の使用

運営団体は、別所沼公園内の別図に示す場所を活動場所とし、別所沼プレイパークの運営にあたり次の施設を使用及び、管理するものとする。

(1) 倉庫、並びに倉庫の鍵。

(2) 災害用かまどベンチ、並びに鍵。

(3) 掲示板、並びに掲示物。

(4) 水道（水道料金については当協会が支払う。）

※施設の使用にあたっての注意事項

①施設使用後、他の利用に支障が生じることのないよう十分配慮すること。

②水道の使用にあたって、極力節水に努めること。

③火気を使用する場合は、十分留意すること。また、必要に応じて所管消防署への届け出をすること。

4. 運営計画書の作成

プレイパーク開催前に開催スケジュールや実施内容等についての運営計画書を作成し、当協会に提出すること。

5. 活動および開催結果報告

(1) プレイパーク開催後、活動報告書を提出すること。

(2) 6月、9月、12月、3月末ごとに運営に要した費用の内訳を添付し、プレイパークの開催結果を報告すること。

6. 保険の加入

運営団体は、NPO活動保険等の傷害保険に加入すること。なお、保険料は運営団体が支払う。

7. 秘密の保持等

プレイパーク運営上知り得た秘密を他人に漏らすことや利用してはならない。

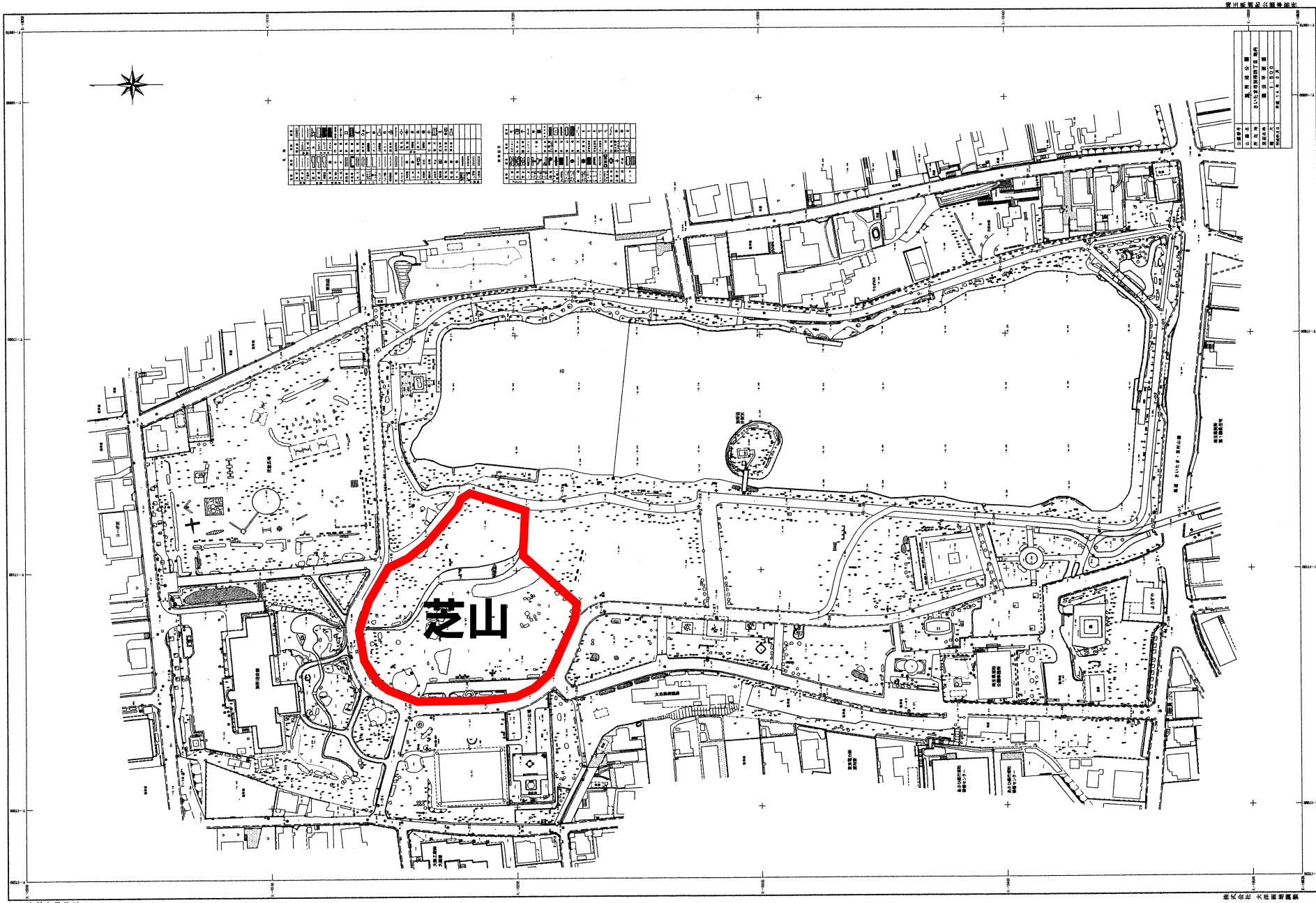
8. その他

(1) 運営中に生じた事故等については、運営団体の責任において処理するものとし、これに要する費用は運営団体の負担とする。

(2) 運営上必要な消耗品及び器具、備品等については、原則運営団体の負担とする。

(3) この仕様書に明記されていないもの、または疑義がある場合は、当協会・運営団体誠意をもって協議し決定する。

別所沼公園平面図



令和 年 月 日

公益財団法人 さいたま市公園緑地協会
理 事 長 あて

申請者

住 所

団体名

代表者職氏名

⑩

連絡先

参加申込書

令和6年度別所沼プレイパーク運営団体の募集に応募参加したく、必要書類を添えて申込みいたします。

なお、本件に係る応募要件を満たしていること、この書類及び添付書類の内容は、事実と相違ないことを誓約いたします。

担当者連絡先

所 属 部 署	
担 当 者 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
電子メールアドレス	

公益財団法人さいたま市公園緑地協会
本部業務センター 事業グループ 行き
(FAX : 048-836-5200)

質 問 書

提出日 令和 年 月 日

公益財団法人 さいたま市公園緑地協会
理 事 長 あて

申請者

住 所

団体名

代表者職氏名

⑩

連絡先

令和6年度別所沼プレイパーク運営団体の募集について、以下のとおり質問いたします。

質問事項